

葛飾区共同住宅への

防犯設備整備

助成金



助成対象

次のいずれかに該当する方や団体

- ① 区内共同住宅の所有者、管理組合、居住者が加入する自治会等
- ② 公営住宅法第2条第2号に規定する区内公営住宅又はこれに準ずる区内住宅の居住者が加入する自治会、その他の当該公営住宅又はこれに準ずる住宅の管理を担う団体であって、居住者によって構成されるもの。

助成率・助成上限額

対象経費の2分の1
(千円未満は切捨て)
助成上限額50万円

助成対象設備

防犯カメラ
(敷地内・駐輪場
などの共用部)

申請期間・申請方法

令和7年4月21日(月)～令和8年2月27日(金)
申請書と添付書類を窓口へ持参又は郵送

申請書添付書類 (申請書に以下のものを添付して提出してください。)

- 申請者(代表者)の本人確認書類の写し
- 防犯カメラや工事の内容が分かる書類(カタログ・図面・現場写真)
- 施工予定日、購入予定日、支払予定金額などが記載されているもの(見積書の写しなど)
- 管理組合などのカメラ設置に関しての合意があることが分かる書類

実績報告書類 (実績報告書に以下の書類を添付して提出してください。)

- 契約の内容が分かる書類の写し
- 工事後の現場写真、図面等
- 領収書の写し
- 納品書又は完了検査書の写し



助成金申請に関する注意事項



<申請について>

- 新たに建築する共同住宅への防犯対策設備の設置は助成対象外となります。
- 令和8年1月以降に申請する場合は、事前に危機管理課までご相談ください。
- この助成金は事前申請となります。
申請書を提出し、葛飾区より助成金の交付決定を受けてから設置工事に着手してください。交付決定を受ける前に設置工事に着手した場合、助成の対象外となりますので、ご注意ください。

<防犯カメラの設置について>

- 敷地内に駐輪場がある場合は、防犯カメラを原則として1台以上駐輪場に設置してください。駐輪場への設置が困難な場合は危機管理課へご相談ください。

助成金申請の流れ

①	申請者	区へ申請書一式を提出
②	葛飾区	申請書受理・内容審査
		助成金交付決定通知
③	申請者	防犯カメラ設置工事に着手
		防犯カメラ設置工事 施工
		設置工事完了 業者への支払 区に実績報告書を提出
④	葛飾区	実績報告書受理・内容審査
		交付額確定通知
⑤	申請者 葛飾区	助成金請求・支払

防犯カメラ設置箇所(例)

- 敷地内への入口
- 共同住宅（建物）の入口
- 自転車駐輪場
- その他人通りの多い箇所など
- ※設置箇所について、ご不明な点がありましたらご相談ください。

申請書提出・問い合わせ先

葛飾区危機管理課防犯強化係
電話：03-5654-8478
住所：葛飾区立石5-13-1

助成金に関する問い合わせはこちら

